

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を求める意見書

近年、医療機関で障害者が虐待される事案が見受けられます。現行の障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律では、虐待発見時の市町村等行政機関への通報義務は、障害者福祉施設の従業員等による障害者虐待には課されているものの、医療関係における障害者虐待は対象外となっており、多くの事件が発覚することもなく、被害を受けた方も泣き寝入りせざるを得ない状況にあります。外部から見えない場所で行われる犯罪に対して、本当の意味で障害者への差別や人権侵害を根絶させるためには、虐待発見者の市町村等行政機関への通報義務を、医療機関におけるものも対象とし、また、通報者に対する法的保護も定める必要があります。本市議会は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に、虐待発見時の通報義務対象として医療機関における障害者虐待も加えることと、通報者に対する法的保護を明記するよう改正を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年6月25日

大和市議会